

越谷市役所エントランス棟会議室等の貸出

市の業務及び事業に支障のない範囲で、市民等へ、市役所エントランス棟会議室等の貸出を行っています。

利用できる方

越谷市内において、住み、働き、学び又は活動する個人や団体で、下表のいずれかの活動に利用する方

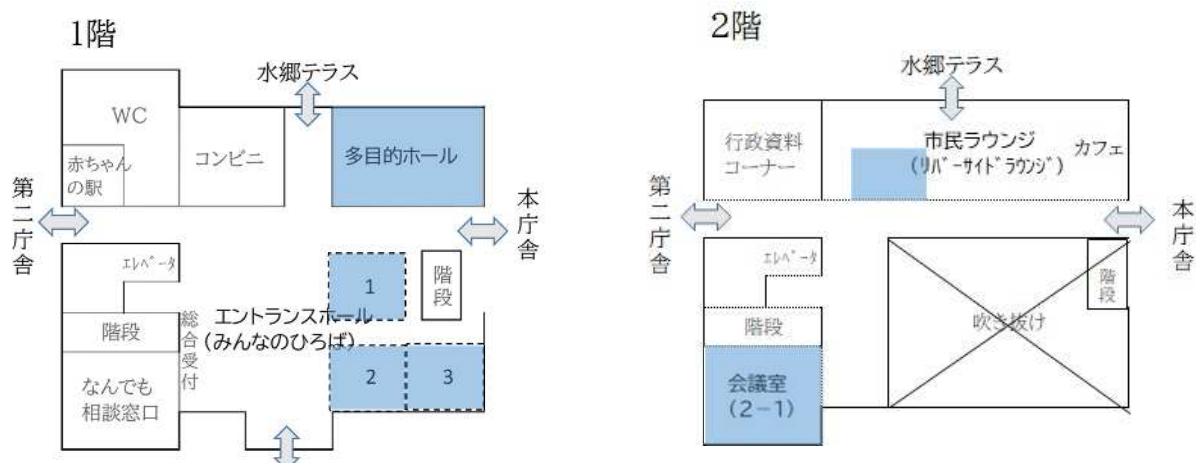
活動内容	
まちづくりの推進を図る活動	人権の推進を図る活動
男女共同参画社会の形成を図る活動	平和の推進を図る活動
国際化又は国際協力の推進を図る活動	地域の安全に関する活動
災害救援に関する活動	消費者の保護を図る活動
健康又は福祉の増進を図る活動	子どもの健全育成を図る活動
子育て支援に関する活動	環境の保全又は創造に関する活動
地域経済の振興又は発展を図る活動	観光の振興を図る活動
就労支援又は勤労者支援に関する活動	農業の振興を図る活動
学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	科学技術の振興を図る活動
上記に掲げるもののほか、公共的又は公益的な活動	

※上記の活動内容であっても、下記に該当するときは利用できません。

1. 未成年者のみでの使用
2. 営利を目的とする使用
3. その他越谷市役所エントランス棟管理規則第6条各号のいずれかに該当するとき

貸出範囲及び使用料等

貸出範囲



使用料及び用途

区分	面積	使用料				用途	備品
		午前	午後	夜間	終日		
エントランスホール (みんなのひろば)	30㎡ あたり	300円	500円	600円	1,300円	展示、 イベント	展示パ° 祢(※)
多目的ホール	95㎡	900円	1,400円	1,500円	3,600円	会議、展示、 講演会、 イベント	長机 20 イス 60 ポトボード 2 展示パ° 祢(※)
会議室(2-1)	54㎡	700円	1,100円	1,200円	2,800円	会議、展示、 講演会、 イベント	長机 10 イス 30 ポトボード 1 展示パ° 祢(※)
市民ラウンジ (リバーサイドラウンジ)	20㎡	200円	300円	400円	900円	展示	展示パ° 祢(※)

午前…9:00～12:00 午後…13:00～17:00 夜間…18:00～21:00 終日…9:00～21:00

※展示パ° 祢は共用で、全部で24枚あります。空き状況は都度お問合せください。

貸出期間・時間

- 貸出日 年末年始(12月29日から翌年1月3日)以外
- 貸出時間 (1)エントランスホール、多目的ホール、市民ラウンジ
平日、休日とも 9:00～21:00
(2)会議室(2-1)
休日(土曜・日曜・祝日)の 9:00～21:00

貸出方法

- 使用する日の60日前から20日前までに「越谷市役所エントランス棟会議室等使用許可申請書」を市役所庁舎管理課(第二庁舎4階)へ提出してください。
- ・申請前に、電話(庁舎管理課 048-963-9134)で空き状況をご確認ください。
 - ・申請用紙は市公式ホームページでダウンロード又は庁舎管理課窓口でお配りしています。
 - ・申請後、一定の審査期間を経た後、内容が適している場合は、市から許可書を交付します。
 - ・許可書と同時に納付通知書をお渡ししますので、使用料を前納(指定金融機関等で)してください。
 - ・使用日当日は、使用開始(10分前から)と終了時(使用時間内)に、受付又は中央管理室へお声掛けください。
 - ・使用後は、元の状態に戻し、受付又は中央管理室(守衛)の確認を受けてください。
 - ・使用する際は、交付された許可書を携行してください。

留意事項

- ・飲み物、軽食の持ち込みは可能ですが、汁物や匂いが強いものはご遠慮ください。
- ・飲酒、喫煙は禁止です。
- ・ごみはお持ち帰りください。
- ・衆議院議員選挙期日前投票所としての使用など公用又は公共用に供するために、使用許可を取り消す場合があります。あらかじめご了承ください。
- ・市役所駐車場は有料でご利用いただけます(貸出使用者への無料認証処理は行いません)。

問合せ

総務部庁舎管理課

電話 048(963)9134